

1, 469円0.36%となり、これを解消するため、俸給表の水準を平均0.4%（初任給層は2,500円）引き上げる。また、一時金については、民間支給実績が4,

た。民間給与との格差が、1,469円0.36%となり、これを解消するため、俸給表の水準を平均0.4%（初任

15年度賃金等に関する勧告を行った。

勧告内容は、月例給・一時金の引き上げと、給与制度の総合的見直しに係る地域手当の引き上げであった。月例給・一時金の引き上げは、2年連続となり、実は24年ぶりの引き上げとなつた。

民間給与との格差が、1,469円0.36%となり、これを解消するため、俸給表の水準を平均0.4%（初任

15年度賃金等に関する勧告を行った。

勧告内容は、月例給・一時金の引き上げと、給与制度の総合的見直しに係る地域手当の引き上げであった。月例給・一時金の引き上げは、2年連続となり、実は24年ぶりの引き上げとなつた。

21月となつたことから、0.1月引き上げることとし、昨年同様に勤勉手当に配分を踏まえた当然の結果。原資の多くが地域手当の4月遡及にあてられたことは不満が残る」と述べた。北海道では、地域手当が支給されているのは、札幌市のみである。後志管内各単組においても当然支給されている単組はない。このため、人

事院勧告どおりの改定を行つたとしても、官民較差（公

人勧、月例給・一時金引上げ

8月6日、人事院は20

15年度賃金等に関する勧告を行つた。

21月となつたことから、0.1月引き上げることとし、昨年同様に勤勉手当に配分を踏まえた当然の結果。原資の多くが地域手当の4月遡及にあてられたことは不満

度」について講義いただいと、「労使の協議・交渉・合意を前提とすること」、別途較差解消の手段を検討しなければならない。

いずれにせよ、月例給・

一時金の引き上げ完全実施を勝ち取るために、賃金確定期に向けて、組織の総力をあげて、取り組みに全



た。導入にあたつては「十

分に試行期間を確保するこ

と」、「労使の協議・交渉・合意を前提とすること」、

「勤勉手当や昇給等への反映には反対の姿勢で取り組むこと」など述べられた。

また、評価結果が仮に遭遇などへ反映することとなつた場合の対応については、「段階的導入具体例」など

が示された。

今年の人事院勧告・報告のポイント

★月例給、一時金ともに昨年に引き続き引き上げ（24年ぶり）

- ① 民間給与との較差（0.36%）を埋めるため、若干層に重点を置きながら俸給表の水準を引き上げ
- ② 一時金を引き上げ（0.10月）、勤勉手当に配分

★給与制度の総合的見直し—平成28年度において実施する措置

- ① 地域手当の支給割合の引き上げ
- ② 単身赴任手当の支給額の引き上げ

後志地本通信

2015.8.24
=第19号=
自治労北海道本部
〒044-8588
俱知安町北1東2丁目
後志総合振興局内
TEL 0136-22-6636
FAX 0136-21-2105